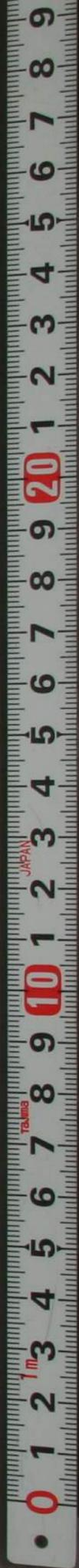


5

中

7 3
653
2



門 7 3  
種 603  
卷 2



四季艸五之卷 秋草中

女目錄

官位之部

公家

中將少將

正少輔

冠服之部

冠

小結

素襖

武家

突掛侍從

正某位

市人稱官名

納豆烏帽子

風折烏帽子

長小結

素襖紐結

四品

諸大夫

宰相

隼人木工執負

折烏帽子緒

無位無官禮服

袍

直垂

鎧直垂



○四季艸五之卷中目錄

○單

直衣	狩衣 <small>奴袴</small>	布衣	大紋
上下	麻上下	裏付上下	繼上下
褐上下	夏上下	肩衣	半袴
長袴	十徳	羽織	道服
時服	小袖	熨目	無地熨目
帷	衣替 <small>時節</small>	鼠色衣服	頭巾
足袋	合羽	家紋	紙衣
白衣	股引	脚半	下帶 <small>續鼻禪 多小袴</small>
女湯具	湯卷	女衣服	女袴

四季艸五通計五十三條

四季艸五の巻 秋草中

官位之部

公家

公家コウケといふは禁裏の事あり。古事談卷二小云儀同三司周伊  
 配流者中畧此間公家差右衛門權佐孝道。左衛門尉季雅。右  
 衛門府生伊遠等被馳遣帥所歸本家云々。又云。又伊周私  
 修太元法件法者非公家者不修之法也云々。東鑑卷十一。  
 建久二年五月三日。頼朝奏狀云上畧。縦頼朝身有其咎之時  
 者。自公家何無御沙汰哉中畧。今以下被又傷五仕法師之忿怒。  
 忝奉驚公家下畧。是等公家コウケといふハ皆禁裏を指していふ

な。紫さしぬを禁裏に仕へ奉る公卿殿上人あぶの事哉。公  
家とほりりいふハ誤なり。公家衆と衆の字を付ていふ  
可し

武家 武士

武士といふハ朝廷武官の人れ呼ぶ称もく。上古の書も  
武士といふ名目あり。武家といふも。頼朝將軍以來事  
もく。上古の書もく。武家といふ名目あり。近世板行の  
俗書も。多田満仲義家頼政等の事を武家と書たるあり。  
是誤あり。これ武士といふも。或書も頼朝以來  
の事哉いふも。武家の世もあつともを誤る也。武

家より天下の政も出をども王位を奪をば。さば武家の  
世もありともいふも。武家の政もありともいふ  
は

四品

四品の事。近世武家もく四位もあつとも。四品といふも。官  
職れ故實も違ひたり。親王の位をも品也いひ。諸臣の位も  
位もいふも。官位令の義解も見え。親王もく四品也  
いふも。諸臣もく四位といふも。然もく江戸もて  
も。四品と云ふ事常もあり。本来を心得おく可し

宰相

宰相と云ふも參議の唐名なり。本名ハ參議あり。近世江戸  
の人多々宰相といふあり。參議といふ名をぞ知らぬ  
人多し

中將 少將

中將少將といふ官別あり。是ハ近衛府の官あり。  
今ハ左近衛右近衛を撰ていふ 近衛府より大將中將少將將監將曹府生  
番長あり。いふ官ありて。中將と少將もその内の官なり。ハ  
近衛中將近衛少將といふ位を畧して中將少將とば  
く。いふなり。近衛ハ武官なるをいふ。その官に居るは武士の  
規模とす。いふなり。

突掛侍従

國持大名の元服して。初より直し侍従に任ぜる事。江戸の  
人ハはつくり侍従といひ習ひたる。はつくりといふ詞  
もあらず事なり。初任侍従といふ位は事なり。

諸大夫

今諸大夫といふハ五位の通称なり。無官なり。其守とあるを  
受領といふ。受領は。則諸大夫といふなり。職原抄  
ハ諸大夫ハ五位六位。尚ハ四位も阿波と。ハ然ハ趣別なり。  
武家の制法を違へり

隼人 木工 鞞負

隼人をやうといひ木工成もくといふハ文字より能う  
ひたれども古よりの名目には叶ふ名目ハ隼人を  
いと木工成むといふなり又鞍負をゆきと云ふ誤  
あり留らるるといふゆげひありはれど江戸より  
やともくゆきとに多事むむね本をバキアておくし

正 少輔

主膳正内膳正の正字をさやうといふハ日終し  
すし又式部少輔民部少輔の少輔をさやうといふま  
ろしさやうといふ字し輔れ字ユウの音あり音をフ  
とさやふといふ字引音ふとさやうとふの音をこえ

ていし中務兵部刑部宮内大藏治部あざの少輔もお

正某位

正四位正五位あざの正の字ハふとさやうといふ  
字ハ神の位ふとさやうといひ人の位ハにびりていふ

市人称官名

本朝ふて末世ハ治工筆工の類よと官名を称する事  
ありぬ漢國も同ト事あり陸客救園記ハ史人称外郎者  
古有中郎外郎皆臺省官故僭擬以尊之今人称郎中  
称待詔磨工称博士師巫称大保茶酒称院使皆然  
艸率名

分不明之舊習也。國初有禁云々と見えたり

冠服之部

冠

日本紀云。推古天皇十一年十二月。冠位十二階を定らま  
てり。以降古ハ冠をりてその品位ニ差別致せり。然し  
あやぢの冠ハ錦繡もて袋の如く縫たるものあり。天武  
天皇の御代ニ漆紗の冠を用ひし。うごも。その袋のど  
ゆゑ。ふてあやぢなり。その後幸冠といひし冠も阿曇と  
あやぢと漆紗と同トく和らか形なり。冠たるべし。清少納  
言の枕草紙云。雨にうごも冠もむ。かて。表衣下襲ひ

とつよあり。事々々。是ハ冠うごも。和らうあふ  
ゆゑ。雨にあひくも。む。む。今の冠ハ紙ふて  
張ぬふり。て。羅をきき。漆致ぬり。その形也。ま  
小さく。て頭へ入らぬ。頂上のセ置あり。又巾子も高  
く。て笄を貫きたり。古の冠とて大よきかひた。今の  
ぶゆ。冠も烏帽子を固く形も。鳥羽院の御代衣  
文といふ事始。己未の事あり。今ハ厚額。薄額。半額。透  
額。ふといひて。品の冠出来きり

納豆烏帽子

納豆烏帽子といふハ本名にあらば。田舎より寺の僧ガ。檀



こあるハ此事形也。折烏帽子も昔ハ絹ニ漆ぬりてやうら  
り形立カタテえ存ゾクりしを察。それ折まを今の世に折え  
布ヌメりし如くあるなり。折やう何也。後小紙よてかへく  
くしらへ横う結れさびをも付く作るあり。又其後にま  
ぬき三角立つ物あり。城切を折マて。ころりおきまころりらへある  
なり。懐中懐中ちまきよ入べき為ふよぬき又又室町殿の時代よは折  
え存ころりりし折やう家こみてかへり何やころりし。今も京  
極折。観世折あとの品あり。観世折ハ東山殿の頃。観世とい  
ふ猿樂が折やうなりとぞ。近世あま後く用ふるを皆観  
世折なり。近世武家ふてハ。年始の御礼よ登城の外ハ。え存

りしかぶる事ありし。観世形ハ一度能を長にりふふや  
え存え存りしも多く用ふるふりて。え存え存りし折やうの方  
ふて観世折を多くみらへ置くゆゑ。観世折世小廣く  
ありし形も

風折烏帽子

風折烏帽子ハ本立カタテえ存ゾクりしを折て着マりたるなり。古ハや  
うらうの形もゆゑ。時よ臨マり折マりしを察。後よえ存ゾクり  
し形もゆゑ。事マに折マりし。ゆゑ。立え存ゾクりし。風折と二  
品別カタテよありし。なり。古ハ平ヒ礼レと書てヒレとをむ  
ライライ。とをむハ。といひし。後よ風折と名ぬひ替へたる  
何やまあり

形り平礼とて立え侍うしを折きて、折きたる頭むきの  
 如くひらりめくゆゑむれといふなり。平礼をへいれいへい  
 やよりて折え侍うし俗に侍の事ありといひ又  
 白張え侍うしの事ありといふ皆何やまうりあり。風折といふ  
 名ハ風ハ吹折らまうり如くあれをなり。風折といふ名  
 多中古以来の事なり。西三條裝束抄三光院内府記等ハ風折  
 風折と平礼と別物のやうに記の名あり是室町殿の時代の書なり但  
 されたるハあやまうりなり。古代の書に風折といふ名  
 あり。饒抄其外古記。古き書ハ皆平礼とあり。山槐記治承四  
よと見え。四日。小云。今日新院令着始御烏帽子給云々。無殊儀帥大納  
 言隆季調進之。八角、蔭繪、管二口。一口、平礼。一口、立烏。此平礼に  
 朝臣調進之。ハ角、蔭繪、管二口。帽子令入之云々。此平礼に  
 あるハ風折烏帽子の事あり。天子御位をゆげりなむて後  
 始て御え侍うしをををを

布衣始といふなり。新院ハ高倉院あり。○右の本文を以て平礼  
 ハ侍え侍うし。白張え侍うし。とあらざる事或知ふべし。風折  
 には龍上で右上りといふ事あり。龍上といふもえ侍う  
 一は前の龍の方。内より少押し上げて高く出したる  
 所なり。此高き所を俗に眉ヒラといふ。龍上をを龍眉と  
 するぞらへ知るべし。龍上で或は龍折。右上りを右折といふ  
 武家にもハ大うり龍折を用ふるなり。

折烏帽子緒

折烏帽子の緒をてうけけといふ。又え侍うし。かけとて  
 以ふ。古ハ布を平ヒラする緒を用たり。軸物の緒は如し。白  
 く黒を一寸よむら組むる物なり。此事宗五記に見え

そりり。今ハ此事以知りて人あくて皆丸組の緒以用ふ  
形也。どうぼうけし懸きやうハ緒の真中をさぬきれ 三角  
物を さる  
り さる うーろよあてて。これハ昔のえぼうーのうけやう形り。  
今のとろーろに緒付れこうか物あや。  
両方より前へ越して。まねまの前の下邊タふくまむまむびふ  
して。その餘り紙左右へ引つけて。直よ兩耳ミの前通へ引下  
し。額オの下にて。ろりむむびて置きし。是本式れ  
かけやうなり。此こうあやうを知らざる人ハどうぼうけを  
ひまがされ むむののじよ當る所のよ うーの風口カサキへ むむの  
ん中のくほみそ所を云 の方よあや。 ひの上  
穴を云ふ 引入くかぶり。或ハ風口へ入きばして。むまむまむ  
通へたむ一むまむびして。どうぼうけをひまがさるくむむ

たる所へあてて。こうぼうけをゆき。どうぼうけを兩方のミの所へあて  
る。見ぐる。く。又えぼうー。ぶらばきて。頭をく。ぶき  
拜礼まむまむばえぼうー。ぬるる落る事あり。是本式の  
うぶりやうよ。あらざるゆきなり。又えぼうー。びらら  
へあつらかして。うぶりたるも。見く係りく無礼よ見也

小結

折烏帽子の小結コ。今ハえぼうーの履りれ中。右どより出  
して。うーろにむまむび置く。昔はこゆひとえ違たを。こ  
ゆひとつふ物ハ。どうぼうけをむむ時よ。略儀の時ハ。髻モ紙カ  
捻ヨむ結びて。そのあやうりを。むむたふ穴を。つけて。内々

外へ引出して、ちねきものうへにひきめて片はあよむはひ置  
しね也。昔の髪はゆひやうのハ前よ記長如く、頂の上よ髻何也。  
えぼう〜はやうの袋の如くなる申也。もとびやくは  
ねき〜ゆひ付け置ゆゑ、でうぼうきせされども、えぼうし  
落る事あるなり。此體古画より見ざるし

長小結

長小結ナガコトのえぼう〜は、こゆひをう〜る長く出し、牛の角  
はぶとくまがて置ね也。是童の元服の時よかぶるえぼう  
しなり。これをきぐこゆひえぼう〜といふハ誤なり。長  
こゆひえぼう〜といふずし。おとねれ鳥帽子にとも

ひある申也。只こゆひえぼう〜といふハ、こゆひ

無位無官禮服

無位無官の人れ礼服ハ折えねう〜に素襖スアヅをきるね也。古れ  
武士ハ官位ある人も、常の平服ハ折烏帽子素襖あり。古ハ賤  
さ者も皆是を着たふなり。土佐光信が職人歌合の繪り。  
諸工人も商人も皆折えぼう〜しふ素襖きたふ體と画けるは  
以て考へ知るべし

袍

袍ウヘキヌを表衣ウヘキヌみて、天皇より臣下に至るまで上よ着る正衣なり。  
縫やうの關腋縫腋といひて二つはうをわたり、一位より初

位より各定りたる色ありて。其位々の袍を位袍といふ  
 あり。衣服令ふ。一位、深紫。三位以上、三位より浅紫。四位、フカヒ深緋。五  
 位、浅緋。六位、深緑。七位、浅緑。八位、深縹。初位、浅縹と見え  
 る。是れで深紫といふも、紫の色甚深くして黒くありたる  
 故いふ。もとどど茄子の色に似たり。茄子の色ハ紫の色深く  
 て黒く見ゆるなり。浅紫ハ常の紫より多。今世ハ京紫とい  
 ふ色なり。江戸紫といふ色も、蒲萄深緋といふハ緋の色甚深く  
 して黒く見ゆるなり。浅縹ハ常の縹より多。今世ハ京縹とい  
 ふ色なり。深縹といふも、縹色の深きより。俗ハ濃茶色あり。浅  
 縹ハ常の縹色より。俗ハ花の色なり。右ハ浅きを浅といふ  
 を薄き色と心得るも非なり。深きより對して浅といふるれ  
 ば、これ中位のいろより。濃くれば薄くれば、ぬを浅とい  
 へば、魚の色。又魚位ハ黄袍と衣服令ふ見えて。無位の人ハ  
 黄色の袍を着るなり。又家人奴婢ハ椽黒衣と衣服令ふ見  
 えて。諸家の内の者より。奴婢を椽ツギとて、漆たる黒き衣  
 服を着るなり。椽ハ椽樹イチヒト名もワルバミなり。俗ハドンダリと  
 あり。ゆふ木の實なり。是れハ黒漆に似たり。今世ハ四位

ハ海松色といふ。木賊色といふも、いふ色あり。浅緑ハ常の萌木  
 色なり。深縹といふも、縹色の深きより。俗ハ濃茶色あり。浅  
 縹ハ常の縹色より。俗ハ花の色なり。右ハ浅きを浅といふ  
 を薄き色と心得るも非なり。深きより對して浅といふるれ  
 ば、これ中位のいろより。濃くれば薄くれば、ぬを浅とい  
 へば、魚の色。又魚位ハ黄袍と衣服令ふ見えて。無位の人ハ  
 黄色の袍を着るなり。又家人奴婢ハ椽黒衣と衣服令ふ見  
 えて。諸家の内の者より。奴婢を椽ツギとて、漆たる黒き衣  
 服を着るなり。椽ハ椽樹イチヒト名もワルバミなり。俗ハドンダリと  
 あり。ゆふ木の實なり。是れハ黒漆に似たり。今世ハ四位

以上の人黒袍を着せられど、あきまき本源を失へり。本ハ黒袍にあらざれば、上にいなるごとく、一位ハ深紫、四位ハ深緋にて、紫も緋を深く染まると黒く見ゆゆあり。それゆゑ心得誤りて、今ハ黒袍と心得たる事、世上一體形を、一條院の正暦の頃より、縫殿式の染式廢きて、深紫深緋をも本式に染む。鐵醬カサ五倍子シを交へる似を色染染初めしとて、深紫も深緋も差別なく、一位の袍も四位の袍も、その色同じく黒染に成りしを、是よりして四位も一位の袍を着るが、あやしくあれは、もとのより劣らざり負ドとて、二位も三位も、とりに黒袍を服する事よなるを、もつたり。黒袍也とい

ふ名目ハたゞ事形を續世繼チの御子の巻カのふある人の申されたるを、たゞるをみれば、衣ハ王の四位の色に、もつたり四位と、王の五位と、い黒ろあ緋けを着たゞれば、五位ハあけの衣おてうあけ、い黒ろあ緋け。今の人心おとをば、けて四位ハ王の衣よあり。五位ハ四位の衣をきるなるを、檢非違使上官あどハ形をあげ、紋阿らたあばあへしとぞ侍々ると見えきり。これハ白河院の御時形也

素襖

素ス襖アウの事、襖アウといふ装束あり。衣服令の武官ハ禮服よ、位位襖位よりて色の定あるゆゑ、とあらざれば、義解カ無欄之衣也とい

注せり。文官の袍袍といハ束帯の時上。是を縫ふは着る装束あり。是を

縫腋といふ。縫腋の袍ハ是を小横幅に付る。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

官の武官といハ近衛衛。袍も両腋を縫ふ武官の門兵衛等あり。是を襪といふ。武

東使請襖四千領。仰東海東山諸國令造送之。云々。と見えたり。

此時逆虜を討んが。多々。征東使陸奥國より發行するに

とありて。甲ヨロヒ一千領を請ひ。是よりして後より。襖アハ四千領を請

ふ。軍中もて。襖ハ何の用ぞや。後世の鎧直垂のアハ。着て

しあるアハ。此襖といふ物哉。後世もて。闕腋の袍と

のみアハ。襖といふ事を知らず。装束抄アハ。異説ま

ちありて。これ誤きや。

素襖紐結

素襖のむねより革紐あり。是をひとといふ。今世の人ハそれ紐をたれ下して。帯に挟きて置る。みれ紐ハス結ぶ事哉

知らざるものあり。古ハ紐を結びしを。其ををびやう。紐  
の端取く紐の上孔縫付たる所よりして。二つに折て。その  
一方を取て。内むとびよられ。おれづらり。おれ結ムスビ  
ある。射酌陪膳を。御盃。頂戴する時。多  
て手よ所作。何れ時ハ。紐を納ふ。手よ。素襖  
と小袖。紐の結め。両ひを。素襖  
所作を。又本の如く結び置たる。

直垂

直垂ヒタシの事。今世ハ直垂ヒタシば。古ハ大あ。むら

とて白布に。直垂のごとく。糊を。付て。直垂  
の下に重紐て着たる。衣支。袴も  
此。事宗五記。不見え。大。直垂。直垂  
直垂ヒタシは。着る。素直垂スヒタシとて。畧儀。直垂  
官服。無位。無官の者。服。古ハ官位  
たる。式正の時。素襖。直垂ヒタシを着し。着  
將軍家御所の御弓場始。矢取の中間直垂チユウヂンを着  
たる。大的體拜記。見え。右。古ハ誰  
も着し。服あれども。

當御家小至て。武家の礼服に階級を新に定め給ひし。侍従  
以上の直垂。四品の狩衣。諸大夫の大紋。重き役人の布衣。其外  
ハ素襖と。御制法を立られし。申ふ。今世武家にしてハ直垂ハ  
貴むる服と相まり。古の風俗を以て今に御制法は沙  
汰とる事あり。ゆゑに事今の眼を以て古に見まはし。  
昔の事に心得がたし。事あり。古今に通じし。ては方  
事ふくらしむ事あり。

鎧直垂

鎧直垂ヨロビタレといふものあり。裁縫ハ常に直垂小同し。然るに  
直垂ヨロビタレは短くまろをくくしと。袖口は括緒ククリとされ

あり。袴ハ足はくろふ。やどれたあはれ。これも裾スリ  
くくし緒ヨロとされ。上ハ五所下ハ左右のあひ引ヒキの下に。ふさ  
の菊キキとちり。二つは。袴を胸ムネ紐ヒモも有り。地も漆色も定まりし。  
蜀紅錦ハ大將軍。大和錦ハ侍ムシと禁ムシを得て着る事も有り。  
一。兼安元年四月二日の槐記に見えし。近世兵家者流小  
て。大將ハ何々。侍ハ何を用といふ事あり。これ私の新法  
あり。正徳年中。新井君義が上京を。時。高倉殿山科殿野宮  
殿へ。鎧直垂の事を問申せし。ふ。山科殿ハ知らずと答へられ。  
高倉殿野宮殿ハ。常の直垂を鎧の下に著るあり。有るや  
り。覺束カケムスふく答へられし。武家ムカのありを知らば知

くそぬとあやあやなり。又錦もとうだらばさばく用  
ふ。古例ある事なり。

直衣

直衣ハ大臣以下叅議以上内々の常服なり。直衣を雜袍とい  
ふあり。雜袍は聽たれは常服參内も著るあり。御免  
形に人ハ參内ハ直衣着てまゐる事ハあらざり。

狩衣 奴袴

狩衣の事古ハ狩襖といひ。又布衣といひ。和名抄  
云。布衣此間云。獵衣加利岐沼とあり。延喜彈正式に裁給  
純爲獵衣とあり。禁断せらる事見えあり。あま布あて

製はる物なる也。結純字裁て獵衣とほる事を禁断  
せらる。狩衣も本ハ鷹飼の服なり。鷹狩の時袖を  
結めて小手さしたる如くして鷹をばくふなり。それ  
ハ袖口に結緒あり。鷹狩ハ野山あつる事あるゆゑ木萱  
の枝ハ袖のひきうらぬたえたる所。初ハ鷹飼鷹をば  
く事なり。嵯峨天皇宇多天皇など甚鷹狩好ま  
せり。野行幸度ありて鳳輦の左に柱杖とりは  
あちり。天皇御みづら。鳳輦の中を御  
鷹を合させぬ。二條良基公ハ嵯峨野物語に見  
えり。それハ公御殿上人も手づから鷹を合する也。

小官位高き人の着る事なれば布をて用ひざして  
唐綾ケンモン頭文カシモノ紗シヤの狩衣を用ひらるる所より今も狩衣  
の品花麗ハナウツクシより狩衣鷹狩あらぬ時も便利に服  
されどいついつの常の時も着る事にあらず  
也。狩衣花麗なる布をて用ひられども猶本モトの名  
は失ウシびて布衣フイと云ふなり。今世の布衣は  
下シタは奴袴ヌハカマと書てサレヌキこととむる俗なり又  
事コトハ下シタに記キす  
るれ也。奴袴と書く事も奴の字をヤツコとよみて下部  
の者事なる本ハ鷹飼の着る物にて野山をうけ入る  
小裾コソリの結ムスり高く上ウヘめて臍ヘソをあらはしむる為と云ふ

をり也。結ムスを上ウヘある下部の者ハ體タマなり。されば奴袴と  
いふなり。是も本ハ布縮フチヂムあて縫ヌイ物なり。和名抄ワナヒに  
奴袴ヌハカマ佐師サシ奴ヌ積キ乃波賀ノハカ又漢語抄カンゴに縮チヂム狩袴カウハカマ或ナ云イハ岐キ奴ヌ乃  
加利カリ八加ハカ万マンとあり。和名抄ワナヒに獨衣ドクイ加利カリ岐キ沼ヌマ謂イハ衣イ則スレバ袴ハカマ可カ知チ  
事コトを知チるべしとあり。奴袴ヌハカマを狩袴カウハカマといふも狩衣カウイ小具コグ  
して鷹狩の時よく袴ハカマを穿キるれば武家も狩衣の  
時はく奴袴ヌハカマハ浅黄シヤウの平縮ヘイチヂムなり。平縮ヘイチヂムハ俗ソコに云イハ羽ハネ二重ニヘなり。公卿殿上人  
形カタハ其所コノトコロに替カり阿アリ。此袴コノハカマをさしぬる所より今も  
事コトハ奴袴ヌハカマのそよ狩衣の袖スエぐり如ニ組クミ緒オをさし  
ぬる通ス其コノゆゑなり。是を以もつてぬきざすといふ

今ハモテ袋縫フ一フ緒を其袋縫の中フあめて通ス形索是をこめク今世ハ普くク見えたる也

布衣

布衣の事古ハ布ウといひしル名目抄ニ布衣始ホイハト何カ今世江戸ウ布イ前ノ記トくハ布衣といひしル狩衣の事ありシ銚抄ニ狩衣の條ニ布衣と狩衣の字を通用シて記ス西三條の装束抄布衣の條ニ狩衣者色不定ト記ス装束拾要抄

布衣狩衣ト見ス古ハ布衣ト狩衣同物ト今世ハ織文アリ織文ト古ノ浴革ト

大紋

大紋ノ事ハ布ノ直ニ直ニ西三條装束抄ニ布直ニ諸木夫是を著スこれハ俗ニ大紋ト大紋ト子紋付ト武家ノ服ト番ハ鹿苑院義満公始ス是を製ス武家ノ服ト布直ニ赤ト書アリ義満公ノ家督ト年ノ貞

治廿二年よりハ七  
又増鏡 月草の 云。両六波羅 仲時 益 ひんご

十三年以前形也 花れ巻 御幸もお

しをさして。あづやんと心うけさるる。御幸もお

あじしちやうる。 中別當 道冬 公 ハ道の程にやるる。さふをりえ

ぼうしにぬのむしきといふ物うちささる。布そやか

ふりさる人れ御せんどもよはむれをきん。とるも

見えぬ云々。是ハ正慶二年五月の乱にゆかり。義満公

の家督継ぐ。一、年よりハ三十五年以前形也。然きバ義満

公より以前より有。一、事だ知る。三光院内府 西

條實 澄公 記。鹿苑院殿御代。昵近之人。給。布直垂候。其以來

諸家着用之候。一向非本儀候。雖然。大臣家被着。縞候云々。

義満公の代。一、昵近の人。 昵近の人とハ將軍へ親しく出入りて。禁裏へは取次をり。公家衆あり

布直垂を給り。公家衆も着用せらる。一、形也。此時布

直垂始。一、ふと。何ら。大紋ハ素襖。一、似きり。其の

り。大紋ハむる。一、も。と。ち。も。丸組緒。な。り。素

襖。も。む。ふ。ひ。り。一、き。く。こ。ち。も。革。形。也。大紋の袴ハ腰

も白練。な。る。腰板のか。せ。丸。し。腰紐。白。糸。に。上。刺。あ

り。素襖の袴ハ腰紐。同。色。の。布。也。腰板。一、か。ど。あり。腰紐

ふ上刺。る。し。大紋も素襖も。上。ハ。紋。背。一、つ。袖。の。中。れ。縫。目

り。左右。二。つ。前。ハ。身。と。袖。と。の。縫。目。に。左右。二。つ。形。也。袴。ハ

紋。も。大紋。ハ。左右。の。股。の。上。ふ。あり。又。尻。も。あり。素襖。ハ。腰

板にあり。左右の相引ふあで。是両品のうりりめ形を直岳も大紋も腰紐れ結やう。古風ハ絹腰の紐を前ふて前腰の紐よりけりて志めて。さて堅結み。多。重紐も前腰の紐ふくたひも上を下へむき通しやう。て。卷餘で此岳を下らざるやうみ。て。おさし。形や。今世も二つづり。ほきて。卷餘で紙膝の邊まで長く岳を下ぐて置る也。紐のこけたるぶらを見あるなり。かやうの事時世の風俗の變あり

上下

上下カミシモといふ事。近世の麻上下などみ限る事なり。古も

何の装束ふも。上下具したる物ハ上下せしむ。一。形也。十訓抄。ひり。西。八條の舎人あり。きふ翁。賀茂祭の日。一條東洞院のほとり。あ。あ。ハ翁が見物せん。なる所あり。人々も。なる。なる。といふ。札を曉より立ちり。これハ人より。ざり。きふ。なる。なり。時あり。て。此翁あ。たのか。も。きたる。扇む。ら。き。ほ。の。ひ。も。あ。ら。が。け。ある。き。き。みて。物を見たり云。此上下ハ直岳をい。し。形。又。昔部秘訓卷五。ふ云。次予車棋柳車副二人。恒清國方著白兩面上下カミシモ。差平組括平礼岳裾。牛童次郎丸着赤色上。と見え。り。此上下ハ狩衣の事をい。る。家。なり。岳裾ハ狩衣の志を。た。た。り。

なる也。又宗五記ふ。御供の時。長具足ハ持間敷候。惣トてえ存  
うし上下の時ハ不可持云々。長具足とハ鎧長刀の類也。武雜記云。えぼり  
上下の時。ほりよれたる刀さし申ゆ候云々。あれ  
られ上下ハ素襖直垂なる事をいふる也。両書とも小室  
町殿の代に記したる書あり。刀を腰刀あり。さしかの事なり。

麻上下

麻上下の事。室町殿の時代ふハ肩衣といひし事。其時代ハ  
記録どもに見えり。或説ハ松永彈正久秀。素袍の袖を  
切捨て肩衣を作すといふハ妄説あり。鎌倉年中行事  
一名成氏に。鎌倉殿足利成氏の出陣の行粧を記したるに。  
羊中行事

金襴の肩衣。小袴を着せり。由見えり。松永ハ天文  
永祿元頃の人あり。成氏ハ明應六年に逝去せり。是より  
明應元年ハ。永祿元年とて六十七年以前なる也。これ肩衣を  
松永以前より有し證なり。はる走衆故實室町殿の時  
いふ役人あり。御成の時先へ走りて。狼藉を禁むる役あり。其故實を記したる書なり。に。惠林院義種公御代  
の事を記したるに。走衆廿人。肩衣半袴。小太刀をとりし  
候とあり。義種ハ延徳二年に家督を継ぎしなり。松永が  
在世の永祿より。七十年以前なる也。是又松永以前に  
肩衣有し證なり。又一説ハ近衛龍山公前久公号。衰微の  
時。薩摩國におこし。はる。其頃龍山公。素襖の袖取捨

て肩衣半袴を作りぬし。其の事を妄説する。龍山公を慶長十七年に薨じぬ事。松永よりも猶後の人なり。龍山公の始めぬ事。一はあらざる事。或は志すべし。古代の肩衣はふひぶなくして袖あり。羽織といふ物の如し。三光院内府記に半臂ハシ如肩衣ふて有裏云ふ。半臂を東帶の時下に着ふ服もて袖もある事も形を物なり。半臂の事をいふとも肩衣をたらしりとも記しぬ事。以て古の肩衣ハひだあまきバ半臂ハ似そる事ハ形。三光院殿ハ西三條實枝公より天正七年に薨じぬ事。六ハ小林公より天正七年に薨じぬ事。十九歳なり。

裏付上下

裏付上下ウラツケカミシモの事は古に裏打の直垂より出る物なり。宗五記にむすきは深やうハ公家のもの候ひたれも黒もふたへ物も能候。ふたへものいまはし詳さらに寛正六年に紀河原物あり。武家の着候うら打ハきふあらはし紋をぬひめ付ふ今世きり付紋と云ふ。白く付たるか能候とて古を申傳候云ふ。是直垂に裏を付ふ紋いちり。今世肩衣袴より付る此准據なり。

継上下

継上下の事は近世肩衣と袴の色の違ひたる事に継上下と

いふ是ハ古風あり。前少といふ如く昔ハ肩衣と袴と一對  
てハ形し。肩衣ハ毛をなれ物あり。袴を一具したるハあり  
アハな案。今世も継上下を略儀と云ふなり。是時世の風俗  
あり

褐上下

近世婚礼あり。かたは無地の一々。褐カチの上下。子持筋を  
用ふ。無地の一々ハ下より。如し。うちんれ上下と定たる  
事武家の古き礼書あり。見えん。子持筋の事も同ト古書  
に曾て見えざる。名目あり。装束抄と云ふも見えん。近  
年のあらはし。なを。如此故實あり。形き事と云ふ。世に用

る人の多くなりに。随て法の如くにあり

笈上下

笈上下の事。近世肩衣ハ度系モダ羅精好。紗ふとれ。毛物を用ひ  
袴ハ精好むら。綾ひらの類。生糸織のうを毛物用事。是  
古の毛糸素襖より出たるものなり。宗五記に。毛糸素襖と云  
越後布を染むる紙申候。是々六月七月両月各着候。八月朔日  
より厚きとあふに候。當時毛糸素襖御免の御礼なる  
被申入候て。年中め候事。玆に由。金仙寺 東山殿時代。政  
所職。伊勢伊勢  
守平貞宗。号金仙寺。 のこまひ候。云々。越後布とハ近世  
貞丈が先祖あり。 越後ちみとひ物なり。是より素襖を縫たる透素

襖といふあり。うはく透通<sup>スキ</sup>して涼しき急用<sup>ツ</sup>なり。近世の袂上下は是より出たる物あり。

肩衣

肩衣の名ふ多く聞えり。方葉集山上億良が貧窮問答の歌ふ綿も形<sup>ヌ</sup>布<sup>カタ</sup>肩衣<sup>ギヌ</sup>の海松<sup>ミ</sup>のびと云くと見え。又鎌倉年中行事に成氏出陣の行粧を志あり。たる所は金襴に肩衣をめさると見えり。肩衣は松永彈正。又近衛龍山公。薩摩國小居住の時。素襖の袖を去り肩衣を製せりと云ふ。俗説も信<sup>ト</sup>がきし。

半袴

半袴の事。前の麻上下に條走衆故實の文少て見るは。

長袴

長袴ハ素襖ハ具一たる袴なり。半袴ハ長袴ニ對シ。長袴ハ半袴ニ對シたる事なり。近世長袴といふハ肩衣ニ具シて同様なり。漆<sup>シ</sup>の代<sup>ニ</sup>ハ形<sup>ハ</sup>古<sup>ク</sup>代<sup>ノ</sup>も肩衣ハ具<sup>ハ</sup>あり。古代ハ肩衣ニ長袴さると。両品一對し。今ハ肩衣長袴一對し。近世肩衣長袴の事を長上下といふ人あり。長き下<sup>ニ</sup>ハ形<sup>ハ</sup>長き上<sup>ニ</sup>ハ形<sup>ハ</sup>上<sup>ニ</sup>をれば長上下といふ事なり。をかし。詞形らばや。

十徳

十徳の事。近世ハ醫者の類。剃髪ハの者ノも着ル正カふルあり。昔ハ俗人モも水ヲを着シそリ。又駕輿トを着セ。水ヲ宗五記ニいハみハ葛ヲ。葛布白クてモ黒クてモ染テ被用候ツ。十徳ノ上ニ帶成仕候。信ス奉公人形。犬追物ヲ。時ハ素襖袴上ニ十徳ヲ着シ。え何うハ。狐持。きラれ候て若くハび入らキ候ト。十徳成ぬぎてえばう。をきく罷出候し射手ニ出ル。と申候一云々。十徳ノ裁縫ハ素襖ノ如ク。左右ノ腋ヲぬひふぎ。水ヲ革ヲむむり一あり。是ハ具一たる袴ハ。白布又ハ白練。とをきく。と帯み一て。一重

前ノ結ビ置有り。十徳ニ紋ヲ付不事モあり。今モ京都トしてハ。門跡方ヲ。あまの者こノ裁縫着有り。江戸ニてもハ。將軍家ハ御前。かの者ハ着有り。今世醫者ノ着正ふル同ト裁縫あまの者。羅精好紗あまの者。て縫む色も黒ク無紋あり。胸紐革ヲ用ひ。十徳ニ同トきれ。平ぐけあり。短くて結む帯をせ。てえ。形ヲ着み。申志。別ノ物ノやうに見ゆれ。實ハ同ト物あり。今ハ俗人ハ曾てきる事有り。と申候一。

羽織

羽織ノ事古ハ胴服といひ一あり。其ヲ短くて胴許ヲ成お

けしき名羽也。後よこれをとく紙とひし羽也。又道服と  
いふ物あり。是ハ公家衆の用ひる物あり。胴服とて別の物  
なり。装束拾苴抄云 或説ふ羽織ハむしり異國とて鳥の羽とて  
織るる服を渡しきふ紙其形よ似せて裁縫したるものな  
るゆゑ羽織と名付しといひたり。是ハ羽織と文字よ書くにつ  
きて造り出たふ妄説を察。羽織と書くハ詞よ付てあて字  
に書たふなり。實ハとまりと書て。詞ハををといふれり。  
あしひし書て詞よはあをひといひ。あしと書て詞よは  
阿をくとひしと例あり。とまりといひハ放の字なり。  
はれぐ草に。その子むまごほてハとまりと書て云。源

氏若紫の巻ふ。心よまのまをくまらかきふあり。又明石の  
巻り。あくなごら身をとまりしうまらや云。いさ  
皆放の字。羽也。きとんごはまきふ物のとれもやうの  
事を。とまりと云。とまりと云。俗語ふとまりと云。  
とまりと云。とまりと云。いさも同し詞なり。胴服をとまりと  
いさも。上より帯をさげしてとまりと云。着る也。とまり  
と云。いさも。その紙詞あまをりといひあり。とまりか  
くふハ放掛ハラカンの字なり。帯にさかえびして放ハナち着ギよまらふ也  
是れ名あり。羽織の字ハ詞よ付てあて字にさしむれり

道服

道服カウブシの事。塙囊抄。道服こそ雨の降らぬ時乗馬カウブシの上り  
打きて帯もをぬ物なり。灰やその立る衣装を垢ケカを  
防ぐ心あり。殊更内ふ着べき物。非ざるなり云々。貞  
丈按ふ道服といふ装束も公家不用らる。物にて僧衣  
似ざるものなり。乗馬あとの時着るハ胴服オホも短  
くて。胴オホばくを覆ふ服なる。ハ。胴服といふる也。道服オホは  
別の物あり。思ひ混ふるなり云々

時服

時服といふ名目上古とをある事あり。禄令云。凡親王  
年十三已上皆給時服料。春。純二疋。糸二約。布四端。鍬十口。

秋。純二疋。綿二屯。布六端。鍬四銚。云々。續日本紀卷十二曰。  
聖武天皇天平八年冬十月戊申。施唐僧道璿。波羅門僧菩  
提等時服。云々。よ。三代實録卷四十二。小陽成天皇元慶  
七年二月廿五日壬戌。賜勃海客徒冬時服。云々と見え  
也

小袖

小袖といふハ。その袖の下を丸く縫たふをいふ。袷アサも  
も綿入にて。單物アサも。袖の下丸く縫たふをいふ。袷アサも  
ども。今も綿入の事を小袖といふ事。小袖といふ  
名ハ衣キヌ袖アサをいふ。對していふなり。衣といふも。袖アサといふも。

同ト體多。袖ハ衣よりも少したけ短く。足程くふぶ  
のかけある。むせぬ衣ハそれよりを少し長し。一體小袖  
の如くして。左右の腋をぬひ合せざして。両腋とそその方まで  
あきく置たる。袖ハ大少。四角あり。多廣袖あり。且く入  
給あり。此大なる袖ト對して小袖といふたる。裝束を著たる  
小先。白小袖を下に著く。其上ト衣トをも。袖もも。時ト  
ト裝束れ品ありて著く。其上に裝束れ著るなり。小袖  
の上に直に裝束れ著る事。畧儀たる。近世武家トてハ  
東帶衣冠めても。衣袖もやをバ畧たるなり

慰目ニ...

慰目ノレメの事。古ハねてぬきといふなり。一條兼良公後  
恩寺殿 此御作。尺素往來ト。練緯チリヌキとあり。經メテを生糸キイトして。緯スキ  
を練糸チリみく織るゆゑ。練緯ト云ふなり。古書の中。練チリ  
貫スキト書きくると。阿耨ととも。貫の字用とある。訓孔同トも也  
あり。借用のし形なり。此練緯ト二つれ品あり。志づら  
ねるぬき。のしめねぬき。志づらハ地平タラなら  
ずらみて志づらあり。志づらハ地平あり。志づら  
たる。近世志づらねぬきを志づらねのしめぬきハ  
無理ある詞なり。志づらねあらざるのしめぬきハ  
めならバ志づらハある。志づらねハ志づらある  
を以てり

織筋とて、ふくも細くも横に一面より筋を織きたる物  
 あり。是は、いへば通例男の着る練緯チリヌキあり。又いへば婦人  
 兒チゴあとの着るものあり。また、いへば、こころし、くれあのみち。  
 ひとつまぎ、ねむいふあり。ふきらハ筋のありやうあり。  
 又ぬき白こころし、ねむいふあり。是等ハ、たゞ色ぬき筋を  
 し。此品、舊記に見えたる名あり。又昔も男女とのりり  
 ち、ねむいふを著せり。のしめ、練緯ハ童男童  
 女十四五歳ほどハ著して、それより以後ハ着せぬ。又婦  
 人ハ宮女も、將軍家の女房も、打つけ、ねむい下のあひざり  
 ねむいふを著せり。たゞ、さて、ねむいふに昔ハ家の紋

ふど織入る事ハ、今世ハ袖の下を腰げくりみ筋を織  
 て、五所ノ家の紋を織入るなり。又宗五記、其外室町殿の代  
 り記、たゞ書どりの紙案どあり。祝儀日礼式ねむいふ、  
 必ねむいふを以て礼服とせる事ハ見えぬ。花飾たる物か  
 らゆゑ、晴たる日に、着る人をも有り。たゞ、ねむいふ  
 の頃ハ、ぬき小袖のしめといふやうに、ねむいふ差別ハ、ねむいふ  
 あり。め、あいらふの事、御成次第古實、永正年中伊勢備  
中守貞藤の記のしめ、免れ事、男衆の年より、人の自然めし候と、  
 ころの御女房さへ、年廿八ハ御あり候。五月五日の午に時ま  
 でめし候。其以後、候まし候云々。ねむいふハ光ツヤあ

すく花麗ある物なるは急昔ハ男も着ざるものもくあり  
しなり。女だもを年をけてを著ざるもくあり。

當御家少くハ四品以上ハ五位以下そのしめと御制  
法を立らまざるゆゑ。近世ハ男ハ服ハ一々然用るなり。  
御制法ある上を憚らば誰ものしめ然着ざるなり。是其  
時世々の制度なり。

無地慰目

無地ムヂのしめハ腰ウシも袖スエにも筋スジを織オリひ。是近世の物なり。  
昔はねをぬきて惣ソウ筋スジを織オリたるを。後ハ袖の下と腰ウシをかり  
小筋コスジを織オリり。袖スエを腰ウシにウシ筋スジあり。古風

の残りきなるは然るに近世腰ウシ筋スジあるを腰ウシはり  
といひあらり。て婚コン礼レイも輿コシ代ガハりといふ事コト取トりて  
用ヨウむはし。無地ムヂのしめ然用るあらり。小筋コスジたりとい  
ふ。一腰ウシ筋スジもいふ名目なり。婚コン礼レイハ無地ムヂのしめ用る  
といふ事。古き武家の礼書にに見えざる事なり。然るに  
今ハ世上ハ普くなるは。古實コジツに無ムしとて押オシく。  
腰ウシ筋スジあるは着て人の許キコトへ行き。人氣ニキよくけさ。水ミヅハ無  
礼レイとあゆむ。世のあらり。一隨スヅふ。おれののみあら  
る。近世ハおろしなる。出来て古實コジツに叶ウチはさる事  
多オホシなり。せん。世ヨハ事コト多オホシしあら

何一よそむきを無礼よなる係事あり

帷

かゝびらに事何みても單あるはくむむらと云ふこと  
片形也。表たるをひくむら。坐も薄くしてひらめく意あり。  
御殿の帳帷もかきむむらあり。机帳に掛る絹もくむむらと  
いひ。筥ふ納る物を包む絹衣も入帳坐ひく皆單ある物あり。  
夏着る糸麻の衣も何さうくむむらあり。古くは麻衣  
ハ賤者の定めらる服よと。古歌にも賤しき者の衣と云  
ふあり。ほど後と讀む。麻衣ハ古人の着る物よは  
何らぞ。然まども夏の暑さう堪うめて。せんうをたう

むそらうらうらうらくく。よた人も假しきをらる麻衣を  
着るなり。うらうらくく。よた人も假しきをらる麻衣を  
るにも及む。白を用ふなり。依るくくむむらハ白紙本と云  
ふなり。くくいハ帷子或着る糸麻本意のあらき  
た糸。これぞ染るむむらハ畧儀ありと云ふべし。古  
五月五日ハ染かきむむら。七夕ハ朔よえ白かきむむらと  
いふ定まりあり。此下の條ふいへる。古代の衣服の替る時  
節の箇條もよく考合を履し

衣服替る時節

宗五記より衣裝の替る候時節の事。三月中ハ丁七裕フ小袖。

四月より 袷を着候。中五月四日迄袷。五日より 男衆ハあゝびら。女中衆ハ殿中ニハまゝしうらね。袷をぬき成り候。御アしもたをすしうら。六月初日より七月中迄はびきをめし候。八月初日より又練ぬきをめし候。御腰巻男も古ハ八月初日より 袷をぬきたるし候。今ハ九月初日より 袷今こゝに伊勢宗五入道存生の時永正木永の頃あり九日より 小袖を着候。漆付の小袖は各御用候。又十月亥の子ハ男女より 小紫色の小袖を用候。是ハ殿中しては事なり。但京中木略此分し候云々。又云あゝびらの事。はししがたね。又まゝしハ貞丈云まゝしハ外ト地チハあゝとあゝし紅の花青葉を一面し女房ト兒ト漆たるしなり。まゝしハ金箔して紋をましたるしなり。

わの衆しハ能候。幸しけたる男ハ尤不可然候。只男ハ若さも老さもしと白さかしびらも似合候云々。同一本ハ男の夏びらと見えたり。右ハ京都將軍時代の事あり。五月五日漆かきびら。七夕ハ朝ハ白うしびらと定たる事。古もふさしと右に文を知るし。五月五日漆うしびら。七夕ハ朝白かしびらと定したる事。

當御家の御制法ありし。其子細ハ知らば。或説ハ七夕ハ朝ハ白うしびらし成る事。七月八月共り。秋の季なり。秋ハ西方金氣のほろとる時なり。金の色ハ五色し取てハ白なり。此故を以て白帷子を用たり云々。按ずるに右の

説きとりて、四季小五行を配し、五行は五色にありて、衣服の色を定むる時、春は青、夏は赤、冬は黒、四季の土用ありて、黄色の衣服は着るべしなり。右に説秋の一季は、たれども、外の三季土用ありて、少葉をば、如此多葉をば、けりる理屈をば、事、近世のこやりものを、笑ふなりし。

鼠色衣服

鼠色ネズミの衣服をいふは、色をば、着るに宜しからば、鼠色は白きより少し黒きより、きふ色あり。本名は、ふび色フビなり。服者ウケは、父母兄弟を死シて、うまひの同素服は、着る人ウケをば、鼠色一名は、うま墨色ウマなり。いふれを、常トコにハ素服の色なり。

此色をわがそめふも用ふなり。山事と吉事は、このつと禮の道なり。

頭巾

頭巾ヅキンハ、延喜圖書式ハ、凡馬年料、仁王經十九部云、各給淨衣、純四丈汗衫并禪料、調布四丈五尺袴并湯帷、頭巾一條、絲一兩、と見えしなり。

足袋

足袋の事、近世ハ木綿足袋を用ふ。古ハ革をば、武雜記に、足袋は、事、殿中へも御免候は、て、き不申候。無紋、革、黒革は、ハ不用候。よきふは、小紋の黄革は、ハ用候云々。宗五記に、

足袋の事。殿中への御免候はてとえは候し可。御免の時も  
必御存び候。一足被下候。又入道同朋の御免は沙汰あるべき  
候。大名は内衆も主人の御免候はてはくき候。いふ様無紋の  
革ふき履革をば不可用。軍陣の時ハふき履革たるは候し云々。  
今世も殿中御前へ足袋を履て出る事ハ禁制あり。足袋  
寒る病何る人ハ。御免を蒙り候はてはくき候。公家ふき履ハ素  
足袋無礼とて。韃靼テングくくたり。足袋似たあり。武家より候も。  
古より素足を礼とて。足袋を履て無礼とはふき履あり。あ  
やうに事ハ公家武家の礼同じうに候る所あり。

合羽

合羽カッパといふものハ古代よりあり。昔ハ蓑ミヤを着  
たるを。太平記卷十八。越前府、軍の條。里見伊賀守松大將とて  
て。義治五十餘人を金崎の後攻の爲り。敦賀へ被差向。其勢  
吹雪フウキの用意候て。物具の上ハ蓑笠を着云々。宗五記。雨  
降候時ハ御輿ふゆへんりけられ候事ハ。公方様御より。お  
見及申候は候。御旅より一段雨ふり。風を吹候ハ。おを  
らき候由り候。尤候へて御供の衆も蓑笠めし候云々。今世  
蓑箱とて行列に持てるも。おのハ蓑を着し。おの箱  
を蓑箱とて。おの習はるなり。慶長の頃より。阿蘭陀國の人。商  
賣の爲り日本へ渡り來る。おの阿蘭陀人の上ハ。着る衣服より。

袖も形く、その廣きそのあり。拵き紋の國の人以詞不カツ  
ハといふなる。此方少くそのカツバを似せり。紙ふて作也。油を  
引てカツバと名付るなり。今坊主合羽といふ所のあり。  
其後又袖付等紙カツバにてき。又木綿合羽。羅紗の合羽  
なるハ出来たるあり。阿蘭陀に用る文字ハ此方ハ字とて  
違きり。合羽の二字も此方少くあて字に書たりといふ  
形也。字不意味ハあり。

家紋

家の紋の事。紋といふハ衣服に五所に付る代のみ紋也といふ  
あり。あり。其の物に摸様を紋といふなり。東帯に時

上、不着る。裝束は袍といふ。此袍ハ綾を以て縫ふなり。其綾  
に様々の織紋あり。天子のめは御袍に黄櫨染といふ。桐  
竹鳳凰麒麟の織也。麴塵に御袍も唐艸に鳥の織紋也。  
赤色の御袍にハ唐艸に窠内に菊の紋あり。禁裏にて用ひらる  
織紋より出又臣下は袍にハ或ハ浮線綾の丸。或ハ響唐艸或ハ輪  
唐紋といふ各家紋といふ。右も公家の事なり。武家に紋ハ旗幕の目志  
一形也。是ハ保元平治の合戦の頃より始り。一事も。後ハ  
ハ旗幕よりて衣服も紋付る事なるといふなり。宗  
五記に。公方様御服と申ハ織物。色御紋白さあや。又ハあや

はむぎ紙地を色こよ染て御紋むらさねをせり付候  
云く是ハ東山殿義政公時代の事あり御紋不定とある紙見  
せむその頃も衣の紋不限らむ何紋も付しを  
後世にハ必家の紋外ハ付ぬ事なるなり

### 紙衣

紙衣ハ昔々有しとのなり源平盛衰記卷四十八法皇大原入御  
の條に色黒うして疲ツカを衰へる老尼の紙衣の上濃コき墨スミ  
ぞぬれぬ毛を被着たるを云く古今狂歌集蓮性  
法師が歌ゆふしへのとらひりこころふくみとさへ風のい  
る矢もとらさうなりなど見えたる

### 白衣

白衣ビヤウエといふハ礼服を着せりて袴ハカマばかり着たるをいふなり  
今世ハ袴を着せりて白衣といふを誤るる源平盛衰記  
卷十三高倉宮信連戦の條に前右大將ハ御簾を半卷上ぐる大口なり  
小白衣シラヒも長押ナガシ尻シラかけて云く公家衆の平服ハ下小白小  
袖を着して上ハ直衣といふ装束下ハさしぬきの袴を着え  
ほうし着るなり白衣といふハえほうしぬき守さし  
ぬきをぬがぬ直衣づくやぬき下シラヒの白小袖をあらしむ  
哉白衣といふなり武家もいふへ装束の下シラヒを白小  
袖を着せり今世武家ハ五位以下の人えほうしぬき白小袖着る事を制禁あり

袴もぬき直垂ちかも素襖すだわも着ざりて白衣しろぎいふなり。今世の風俗もゆるし肩衣かみえを着せしめて袴はかまづくも著き居が白衣しろぎ也。

股引

股引モヒキの事古へハゆるぬきと又ゆるゆるきとゆるきとゆるきといひしなり。東鑑卷三壽永元年六月七日の條に以股解モヒキ差長八尺ハチシ申召愛甲三郎三郎令射給云々。股解ハゆるぬきなり。解トキの字ハ解トキ宇治拾遺卷九ゆるゆるゆる即等佛供養の物語の條よむ。兵藤太太刀はゆるゆる者あり。中略中略年五十五十ばりなり。太刀太刀をゆるぬきとよみてゆる來て云々。宗五記よ。公方様御小

者者ゆるゆる脚半キヤハンハ十月五日内野の御經へ御成より。三月三日迄被用候。ゆる見えり。ゆるゆるの事なり。

脚半

脚半キヤハン又ゆるゆると云本字も脛巾也。和名抄よ脛巾。俗よ云波ハ岐キとあり。宗五記よ。此文右ふ。又云雨ふり道悪く候へぬ。走衆も御小者も脚半キヤハンををくく候。大名の内衆同前。又大口直垂ちかを着候時ハ誰も脚半キヤハン候惣惣て赤あかむむ見え候ハ尾籠成事おし候云々。

下帯 犢鼻褌たはひ 袴はかま

ぬんどりの事。ゆふしはたづなととも。又たふの帯ととも  
いひしなり。又下帯といふ。又たふさだせ云タウサキと何  
きをも一つ物あり。是絹一幅を以て。前陰にあり。物あり。義  
貞記に義家朝臣の鎧着用の次第を記されき。第一に  
手綱とあるは是あり。又曾我物語第一をすふの條。云。景久聞  
て。是まふがそそそ無うらんふとそ坐いむ。水バ。平太  
是を聞。侯野も手一つ。水をも手一つ。おろしてむ。まけ  
たる。か彼れてい體のそまふ。十人むりも一はあみふと  
思ひ。着る物。然ぬきおれ。きづなり。きやうき。はくれバのせ  
こえ。うつまをいれ。いさもつこのを云。以上た。澤巽

阿將軍義輝公の同朋なり。が覺書に。將軍に御服の目錄を記したる  
末に。御をさしおび一とあり。右をさ源平盛衰記卷十一經  
布引の瀧小云。經俊ハ緋の下帯有り。備前作の二尺八寸の太刀。  
隨分秘藏志をさす。奴脇小をさんで云。右下帯和名抄。唐韻  
云。松職容反。與鐘同。楊氏漢語抄云。裕子。小禪也。とあり。毛乃之  
太乃。太不佐岐とハ。毛を擯鼻禪也。ささげうぬの下。かく  
たふささといふ事あり。宇治拾遺卷十二第八條。小賀茂の祭  
の日。まをさかたたふさだげうぬを。て。から。鮭サケ太力。と  
きて。やま。女牛メウシふ乗る云。右たふささの事。今も安房の國に  
人ハ。ふんじう。といふ。たふさだといふ。古の人ハたふ



侍る時小波よを系松の志つり小よ後何とをまれきて  
ふるやとりのつるの聲とほろろやうやうを系松このあつるをえ  
形り云くと見えたり

湯卷 今木 今支

女の常し腰小巻く湯具といふ物を湯巻といふ誤なり。  
湯巻といふ字も今木今支と書りこれと  
あ一物なりさてその湯巻は貴人御湯殿入りてふと  
みんひ召をまゝりし白き絹の衣なり侍中群要第五今  
支の注し奉仕御湯殿之人所著衣也生白絹也云々榮花物  
語初花巻 寛弘五年九月十日中宮彰子後一條院を産む

る事成記を條小御ゆどの酉の時とぞある中略女房とる

白き装束とりのして御湯殿いささるゆとれ同じ事な

り恒例毎日次第篇に早旦供御湯主殿官人奉行

近代多五位也金殿運湯中凡禁中着湯卷上薦一人典侍一人也

是候御湯殿故也とを記し長建東鑑卷四十二

四年四月朔日將軍宗尊親王入御御小御小袖十具御大口一

唐織物御衣一領御明衣一中今木一云々と見えたり

づきと同衣の事なり然る成今女に腰に纏く湯具と混  
して心得るハ大なる誤なり

女衣服

女の衣服。近世も。地白地赤地黒まどく。色々の乱紋を  
染めて。その間々五色の糸。傘糸形に交てぬひ物し  
たるあり。是ハ室町殿の頃繪縫物といひきまのなるべし。昔  
ハ今の如く色々の繪を染出た事ハきんぎょ。繪を書き其間々  
ふねむ物し。まゝな係屋し。簾中舊記ハ  
義政公の代。政所伊勢伊勢守平貞宗  
記ハ正月御こまぐさ参りやう。五箇日参り候。中ヒル晝ヒルちがひ時  
の管領御参り候。御所様御對面のまぐさ。御こまぐさ中蔭蔭はとく  
れ候。御てまぐさ。伊勢それ外同名たちふく候。御まぐさ中蔭蔭やく  
しや。おり物二つ。小袖。まぐさ。ひひまぐさ。御かけ候て。きぬ  
をぬき候。おりてハ糸やままきま。裏ハあかく候。おりてハ雲を

ちらりして。ろく志やう急をかき候て。急やうハ御心くふ候。髪  
はみぎし。まぐさ御まぐさ。ひ候て。つねの御所まぐさ。ひあう。れ候  
云々。又云。大上臈ハ急ぬむ物はめし候て。むひのまぐさ。御  
かけ候て。御まぐさ。ひ候云々。此外まぐさ。急ぬむ物見え  
まぐさ

女袴

女の袴き係事。古ハ貴賤ふく。らび着せり。ゆり。袴も礼服  
なるハ。女こても着ざる事ハあまやう。事はき。今も  
武家もてハ着ぬはら。ゆり。これも上をり。お  
きてまぐさ。宇治拾遺卷尤ハ。越前國敦賀ツレガ。貧ヒく。て獨

住々る女の観音にたはるるにやして富る身とまやし物  
語城記しふる條より。ちあがなごらきんとおりんごど。あ  
まごさとのねし。たのづうらひる事りやあまごさとのねるあ  
のまごしは袴ぞ一つある城はまをさるをさんとおりひく  
それハ男のねさたるまごし。のたこの備をきて。此女をよむと  
きて。年頃をほる人あらんとごらき。ちらぎをほる。思ひ  
もかあねをりしもまごのひく。ちらぎはしうりぬごら  
ほる事をかくしつふごとの。此世まらむごらき。なも。何よ  
つあてうまらきんと思へど。志ごらひふ。こね城ごらき。ごら  
まご云。是ハ田舎の貧き女が。母のめしつふひあ

ふ下女のむをめは恩をうきごら。にをらき。其ごらこびふ  
紅の袴城ぬぎて。其むをえふあごら。たる由をいほるあま  
あれまご。紅の袴いやく。女ごら。もまごらき。事を知る  
信し

四季艸五の巻 秋草中終

四季艸の巻中



